平成２２年（フ）第９０５６号
大阪府茨木中総持寺町13番９号
債務者　戸田　克巳
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６７号
大阪府八尾市北木の本５丁目136番地の３
シャルマンエステートＡ105号
債務者　土屋　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０４号
大阪府豊能郡豊能町光風台６丁目７番地の11
債務者　齋藤芳毅こと　齊藤　芳毅
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目１番19―403号
債務者　今谷　勝則
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７号
大阪府八尾市緑ケ丘３丁目47番地
債務者　佐々木真耶
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５号
大阪市住吉区長居東３丁目３番50号　パークハイツ長居204号
債務者　西　　京子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３号
大阪府八尾市佐堂町１丁目３番２―401号
債務者　村上　一美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４号
大阪府八尾市佐堂町１丁目３番２―401号
債務者　村上　勝宣
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３号
大阪市住之江区御崎７丁目４番２―406号
債務者　伊島美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３号
大阪市中央区南船場１丁目10番８―202号
債務者　井上龍一郎
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３号
大阪府箕面市西小路４丁目７番35号
債務者　西山　光代
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目３番５号203
債務者　木多　　剛（旧姓田畠）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１号
大阪市平野区長吉長原１丁目９番14―601号、前住所大阪市平野区喜連３丁目１番40号　カサヴォストラ302号室
債務者　香坂光美こと広瀬瑛子こと　康　　光美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４号
大阪府東大阪市東鴻池町２丁目３番１―501号
債務者　山尾　すみ
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０２号
大阪府豊中市庄内西町２丁目12番14号
債務者　有澤　良美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４号
大阪府豊中市服部豊町１丁目11番23―309号
債務者　近藤ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０号
大阪市生野区巽南５丁目２番41号
債務者　竹村恵子こと　松永　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部